

∴ 市の制度を活用して ∴

市民活動を始めてみませんか

市では新たに市民活動を始めようと思ったり、既に市民活動を行ったりしている個人や団体に活動費用の一部を補助するなどの支援を行っています。地域の役に立ちたいと思っている人は、市の制度を活用して市民活動を始めてみませんか？

図市民協働推進課 ☎ (29)5015

市民活動って何？

市民活動とは、非営利で地域や社会のために行う、自発的で主体的な活動のことです。このような活動を行う団体を市民活動団体といい、現在、市内では97団体がさまざまな分野の活動を行っています。

市民活動団体はどんな活動をしているの？

市民活動と一口に言ってもさまざまな活動があります。地域の自然整備、屋外で映画を上映するイベントの開催、子育て世代を対象にした交流会や講座の実施など、幅広い分野でさまざまな市民活動団体が活躍しています。

どうすれば市民活動を始められるの？

市民活動に興味がある、市民活動団体を結成して地域のために活動したいと思っている人は、まずは市民協働推進課に相談してください。市民活動団体の立ち上げ方や支援制度の紹介などのアドバイスを行っていますので気軽にお越しください。

こんな活動
しています

市民活動団体の実績報告会を行いました

2月6日(土)、令和2年度に「みんなの夢をはぐくむ交付金」を活用した市民活動団体の実績報告会を行いました。

実績報告会では市内で活動する11の市民活動団体が1年間取り組んできた活動を報告し合いました。

報告会の概要は市ホームページに掲載しています。それぞれの団体がどのような活動を行ってきたのか、ご覧ください。



ドライブインシアタープロジェクト



ドライブインシアターの開催

新型コロナウイルスの影響でさまざまなイベントが中止になる中、映画を通じて市民にワクワクを届けるイベントを開催しました。

いわくに子どもプロジェクト21



タブレット端末を活用した学習支援

休校などにより家庭で思うように学習が進められなかった子供たちのために、タブレットを使った個別学習などの支援を行っています。

グラスルーツいわくに



障害者スポーツへの理解促進

障害のある人もない人も一緒に楽しめるボッチャの大会を開催するなど、障害者スポーツに対する興味と関心、理解を深めってもらう活動を行っています。

合言葉は「夢・人・自然」

ー活動内容を教えてください

二鹿昭和会では「夢・人・自然」を合言葉に、地域の伝統文化の継承、自然環境の整備、人と人との交流の場づくりなど、二鹿地域の活性化に向けた活動を行っています。

ー市の助成金をどんなことに活用しましたか

ふるさとの山や名所旧跡の開発・整備、案内板の作成費用に活用し登山者の増加や二鹿野外活動センターの利用促進につなげることができました。

ー今後の目標を教えてください

高齢化が進む二鹿地域では、地域活動の担い手が減少していますが、まだまだ元気な私たちがふるさとの名所旧跡や自然の魅力を発信し続けることで、地域を盛り上げ、訪れる人の「心の原風景」となるような里づくりを目指していきたいです。



(左) 市の助成金を活用し、梅津の滝に案内板を設置した

(右) 会員同士で協力しながら山道の整備を行っている

支援制度の詳しい
内容はこちら

みんなの夢を
はぐくむ交付金



自治会や市民活動団体が行う非営利で自主的な公益活動に交付します。

申請期間 4月1日(木)～5月7日(金)

●スタートアップ事業

対象事業 団体自らが企画し実施する新規の事業

交付金額 対象経費の3分の2

上限額 ○初年度 30万円

○2・3年目 各20万円

U30応援枠

代表者(成人)以外が30歳以下の団体に10万円まで全額交付

●パワーアップ事業

対象事業 既存事業の拡充や改善など団体の活動の発展を図る事業

交付金額 対象経費の3分の2

上限額 10万円

●協働事業

対象事業 他の市民活動団体と事業の計画から実施までを連携して行う新規の事業

交付金額 対象経費の3分の2

上限額 ○初年度 50万円 ○2年

目 30万円 ○3年目 20万円

市民活動人材
育成事業補助金



研修会などの参加や開催に必要な費用の一部を補助します。

申請期間 4月1日(木)～随時

●研修会等参加事業

対象事業 市民活動に係る国内外での研修、講演会、実習への参加事業

交付金額 対象経費の2分の1

上限額 10万円

対象経費 受講料、参加料、交通費、宿泊費

●研修会等開催事業

対象事業 市民活動団体の構成員の人材育成のために実施する研修会などの開催事業

交付金額 対象経費の2分の1

上限額 10万円

対象経費 報償費、交通費、宿泊費、使用料など

パワーアップ事業、研修会等参加事業、研修会等開催事業は、4年ごとに交付を受けられます